

令和 2 年 5 月 7 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03383

研究課題名（和文）国連平和維持機能の実効的实施と加盟国の国内法制度によるその実現

研究課題名（英文）Effective implementation of the UN Peace and Security Functions through the domestic legal system of the UN Member States

研究代表者

酒井 啓亘（Sakai, Hironobu）

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：80252807

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の成果として得られた知見は以下の3点である。第1に、国連平和維持活動（PKO）を規律する活動原則は、当該活動にとって内在的制約として作用する非法的な規範のかたちで適用されており、それが国際基準としても確立しているということである。第2に、国連PKOの活動原則は、国連平和活動に類似する多国籍軍型軍事活動にも同様の内容及び同様の形式で妥当しうることである。第3に、国連平和活動を規律するこうした非法的規範は、関係国の国内法に受容されることにより、当該活動の実効的な実施が確保されるということである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国連平和維持活動（PKO）や国連憲章第7章に基づく武力行使を認められた多国籍軍型軍事活動を含む国連平和活動がいかなる規範によって規律されるかについては、冷戦後のその急速な発展により不明確な部分が多かった。この研究は、国連PKOの活動原則の冷戦後の変容を契機として、国連平和活動を規律する規範形式と内容を明らかにしたという学術的な意義を有する。また、主として国連PKOの形態での国連平和活動への参加は日本にとっても重要な外交上のツールであり、そうした活動の実効的な実施のための条件を明らかにすることは社会的実践にとっても大きな意義を有するのであり、この研究はその点でも貢献している内容となっている。

研究成果の概要（英文）： This study makes clear the following three points. First, the consistently revised operational principles of the United Nations peacekeeping operations always applies in a form of non legally binding norms, which may function as the inherent elements to regulate the operations, and they are well established as international standards. Secondly, some of the principles of the UN peacekeeping would apply to the UN multinational military operations under the Chapter VII of the UN Charter within the framework of the UN peace operations. In other words, those multinational forces under the Chapter VII also would be governed by the operational non legally binding norms, the contents of which are very similar to the ones of the UN peacekeeping. Thirdly, the effective implementation of the UN peace operations requires the UN member states to import those operational non legally binding norms into their domestic legal systems, and this is usually done.

研究分野：国際法学

キーワード：国際連合 多国籍軍 平和維持活動 グローバル・ガバナンス 非拘束的文書 国連平和活動

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

1. 研究開始当初の背景

(1) この研究を実施する前段階として、国連平和維持活動(PKO)に関する活動原則の規範的展開と多国籍軍型軍事活動との関係の明確化、国連の平和維持活動における地域的機関の役割、国連平和維持機能を制約する一般国際法上の原理、さらに国連に外在的な軍事活動とその国連憲章システムの再定位について考察を進めた結果、新たな知見を得ることができた。

(2) この検討の過程において、国連がその平和維持機能により提唱する各種活動に対し、国連加盟国がいかなる対応をとるのかはそれぞれの国益が反映された国内法制によるところが大きいとの認識を得るとともに、翻って国連の活動もまた、国連憲章を含む国連をめぐる機構上の方や人権法・人道法に関する一般国際法上の規則、活動を直接規律する非法的規範など様々な規範的要素の下に置かれ規律されていることから、こうした規範をめぐる関係も注目すべきと考えた。

2. 研究の目的

(1) 国連は、近年の国際社会に新たな危機(崩壊国家、テロ、核・大量破壊兵器拡散など)に対してその平和維持機能や権限を拡大・深化させ、特に国連憲章第7章に基づく措置を講じて対処してきた。日本もまた、これまで主として国連平和維持活動(PKO)への参加を通じて国連の平和維持機能の実施に貢献してきたが、2016年3月に施行された平和安全法制整備法と国際平和支援法により、今後も国際の平和と安全の分野においてさらに国連への貢献を加速させることが予想される。

(2) このため、最近の国連PKOや多国籍軍型軍事活動の新たな動向を規範的に検証・分析するとともに、この分野における日本の役割を国際法と国内法の接続という観点から考察し、国連の平和維持機能の実施に関する関連国内法令の実効性強化のための理論的枠組みの構築に寄与することが本研究の目的である。

3. 研究の方法

(1) これまでの研究で得られた知見に基づく理論枠組みが本研究にも応用可能かどうかを検証し、必要な場合にはそれを本研究に適合するよう適切に修正することとした。

(2) そのように適合化された理論枠組みを前提に、国連の平和維持機能を規律する規範とこれを実施する国連加盟国の国内法制との間の規範的接合関係を確認し、とりわけ日本の国内法制についての法政策的提言を行うこととした。

(3) 具体的には、「強化された」PKO及び多国籍軍型軍事活動の特徴や活動原則を特定するとともに、国際社会における非法的規範や原則が国内法秩序にどのように受容されているかを検討し、日本を含む国連加盟国が国連の平和維持機能をいかに実現しているのか、その具体的な方法を確認した。

(4) さらに、本研究にかかわる国連や多国籍軍型軍事活動、有志連合軍、地域的機関などの国際的な実行を特定するとともに、その実践を検証した。また、国連の平和維持機能をめぐる非法的規範や原則がどのように国内法秩序に受容されているかを引き続き検証しつつ、その浸透状況を実証的に調査した。

(5) 以上の検討を踏まえて、日本が国連の平和維持機能を実効的に実施するために適切な手段を開拓し、これを実践的に可能とするような政策的提言を行われた。

(6) 上記の検討では、各国際機関や地域的機関、主要な国連加盟国の国内機関、非政府組織などの公式・非公式文書の収集のほか、国際政治学、国際関係論、憲法学など他の隣接領域の専門家の助言や専門的知識の提供により対象への接近が図られた。

4. 研究成果

(1) 国連の平和維持機能の実施をめぐる生じる国連と加盟国との間における緊張関係について、引き続き国連PKOや多国籍軍型軍事活動を素材に検討を行った。とりわけ注目されるのが、国連憲章第7章に基づく行動として国連安全保障理事会により許可された多国籍軍型軍事活動、いわゆる「被許可型」軍事活動において、その任務内容が平和活動にかかわるものである場合には(平和活動型多国籍軍)関係当事者の同意を含む、国連PKOの活動原則と同様の規範が、その実効的な実施には不可欠であるということが検証されたということである。国際社会の共通利益を実現するという意味での公共性を有する「被許可型」軍事活動は、武力行使の列度に様々なレベルはあるが、国連による加盟国の行動へのコントロール強化を通じた公共性や正統性の増進とともに、任務遂行の実効性を向上させる観点から、とりわけ憲章第7章に基づく行動と関係当事者の同意の意味を検討したが、その結果、「被許可型」軍事活動が国連の集団安全保障体制において公共性や正統性を獲得し、実効性や信頼性を向上させていくには、安保理による加盟国の強制的性格を有する行動に対するコントロールが重要であり、その手段の一環として、「強化された」国連PKOの活動原則を援用することはきわめて有用であることが明らかとされたのである(酒井啓亘「被許可型」軍事活動における関係当事者の同意の意義 - 平和型多国籍軍の実効的実施に向けて」岩沢雄司・森川幸一・森肇志・西村弓編『国際法のダイナミズム 小寺彰先生追悼論文集』(有斐閣、2019年)679-701頁参照)。

(2) こうした「強化された」PKOや平和活動型多国籍軍の活動原則の規範性と国連加盟国の

国内法秩序へのその受容という問題を考察するにあたり、まず、国際社会における非法的規範の性質や機能の検討をその端緒とした。これは、上記活動原則が国際法上の原則（同意原則、内政不干涉原則、武力不行使原則等）から導出されるとしても、その現実の存在形態は必ずしも法規則として定式化されているわけではなく、非法的な規範として実践的に機能していることが経験的に明らかにされているからである。このため、非法的規範及び非拘束的規範を特定してその機能を考察した結果として、紛争を平和的に解決するための基準のほか、それ自体が国際裁判所の活動を通じて法形成過程に影響を及ぼすという知見が得られた（酒井啓亘「国際司法裁判所と「国際立法」 グローバル化時代の国際社会におけるその意義」『法律時報』第89巻10号（2017年）27-32頁）。さらに、国際司法裁判所や国家間仲裁などの判例の検討を通じて、当該裁判所や仲裁廷がグローバル・ガバナンスの機能を果たすにあたり、非拘束的規範が重要な役割を果たすことも明らかにされた（酒井啓亘「国際裁判における非拘束的文書の役割と裁判所の機能」『国際法外交雑誌』第118巻2号（2019年）201-230頁）。こうした知見を前提に、非拘束的規範が国内法秩序に受容され、それが各国の権限当局に及ぼす影響を、他の様々な分野での検討と結びつけて素描した（酒井啓亘「グローバルな公共空間」における法の役割 特集にあたって」『論究ジュリスト』第23号（2017年）4-7頁（瀧本正太郎・森肇志との共著）。「強化された」PKO や平和活動型多国籍軍の活動原則もまた、国内法秩序との関係では、こうした考察の延長線上において検討が行われた。

（3）上記活動原則は当該活動を内在的に制約する規範であるが、他方、「強化された」PKO や多国籍型軍事活動を外在的に規律する一般国際法規則も存在する。武力紛争法（国際人道法）や国際人権法、そしてそれらの規則に基づく義務違反行為が行われた場合に発動される国際責任法がその代表例であり、これらの法規則群のうちいかなる規則が「強化された」PKO や多国籍型軍事活動にも適用されるかを特定することも、当該活動を実効的に実施するために極めて重要であることが判明した。そこで、「強化された」PKO 及び多国籍型軍事活動と、これら活動に参加する軍隊派遣国やこれら活動を受け入れる領域の受入国との関係において、上記の国際法規則の内容を明確にするとともに、とくにこれらが日本の国内法制にいかに取り入れられており、具体的な個別の国内法令の制定につながっているかを検討した。その結果、こうした外在的な制約要因である一般国際法規則やこれを具体化した条約規定もまた、関係国が国内法秩序に受容し権限ある当局が責任を持って実施することが、関係する「強化された」PKO や多国籍型軍事活動の実効的な実施に不可欠であることが論証された（石垣友明・黒崎将広・酒井啓亘・坂元茂樹・西村弓・森肇志著『防衛実務国際法』（弘文堂、2020年刊行予定）酒井担当部分参照）。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 1件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 酒井啓巨	4. 巻 89
2. 論文標題 国際司法裁判所と「国際立法」 グローバル化時代の国際社会におけるその意義	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 27-32
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 酒井啓巨	4. 巻 118
2. 論文標題 国際裁判における非拘束的文書の役割と裁判所の機能	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際法外交雑誌	6. 最初と最後の頁 201-230
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 酒井啓巨・瀨本正太郎・森肇志	4. 巻 23
2. 論文標題 「グローバルな公共空間」における法の役割 特集にあたって	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 4-7
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件／うち国際学会 0件）

1. 発表者名 酒井啓巨
2. 発表標題 国際裁判における非拘束的文書の役割と裁判所の機能
3. 学会等名 国際法学会2018年度（第121年次）研究大会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 岩沢雄司・森川幸一・森肇志・西村弓編	4. 発行年 2019年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 iv+803頁
3. 書名 国際法のダイナミズム - 小寺彰先生追悼論文集	

1. 著者名 石垣友明・黒崎将広・酒井啓亘・坂元茂樹・西村弓・森肇志	4. 発行年 2020年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 2020年公刊予定
3. 書名 防衛実務国際法	

1. 著者名 芹田健太郎・坂元茂樹・薬師寺公夫・浅田正彦・酒井啓亘編	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 xxvi + 1033頁
3. 書名 実証の国際法学の継承 - 安藤仁介先生追悼	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>教員紹介 https://law.kyoto-u.ac.jp/kyoin/list/sakai_hironobu/ 教員紹介 https://law.kyoto-u.ac.jp/kyoin/list/sakai_hironobu/</p>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----